

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進める上で、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間で共に協力し、チーム体制でソフトウェア開発を行います。オープンイノベーションの推進により企業間連携を積極的に行うことで、サプライチェーン全体のIT技術力の底上げ、IT人材の育成支援に取り組みます。
- b. システムを介した契約を基本とし、ペーパーレス化に取り組みます。
- c. 健康経営および働き方改革に係る当社の考え方や取り組み、ノウハウを提供し、サプライチェーン全体の業務効率化や柔軟な働き方を考慮した改善を推進します。
- d. 災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援を進めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社は、テレワークやオンライン会議システムを活用し、都市部に限らず地方のビジネスパートナー様と協業(ニアショア開発)することで、地方経済の成長拡大やIT人材の育成支援に取り組んでいます。都市部だけが財やサービスを得られるのではなく、地方のエンジニアと協力しながら新たなITサービスを創出し日本全体、さらには世界全体の経済発展に寄与します。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社グリフィン

代表取締役 上妻 英一